**土砂災害に関する避難確保計画**

**下矢作保育園**

|  |
| --- |
| 作 成：平成３０年１０月　１日  （改 訂：平成　　年　　月　　日） |

社会福祉法人陸前高田市保育協会

土砂災害に関する避難確保計画

１．目的

土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第８条の２に基づき、下矢作保育園近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は、下矢作保育園に勤務する職員（以下「施設職員」という）および施設の

利用者または出入りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。

２．施設管理者等の責務

　施設管理者等は、下矢作保育園における土砂災害による被害の軽減について、避難確保計画に基づき施設職員を指揮し、利用者の人命を確保する。

　また、気象警報などの警戒避難に関する情報を早期に入手するため、陸前高田市が配信する防災情報を自ら受信登録するとともに、職員に対しても受信登録するよう奨励する。

３．施設職員の責務

　施設職員は、施設管理者の指揮のもと利用者等の人命確保のため、本避難確保計画に基づき必要な措置を迅速に果たすものとする。

４．各班の任務と組織

　各班の任務

①　指揮班

施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

②　情報収集班

　　　テレビ、ラジオ、インターネット等を活用した積極的な情報収集、土砂崩れ等の前兆現象　　の把握や被害状況等を収集し、指揮班、避難誘導班に必要事項を報告、伝達する。

③　避難誘導班

　避難準備・「高齢者等避難開始」の情報が発令された場合、土砂崩れ等の前兆現象等を発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

５．職員の連絡体制

　職員の連絡体制は、図のとおりとする。別紙の緊急連絡網により職員間の情報交換を行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設管理者　　施設長 | ⇒ | 指揮班　　主任保育士 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⇓　　　　　　⇓

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報収集班　　栄養士 | ⇔ | 避難誘導班　　保育士 |

６．関係機関への情報伝達

　土砂崩れ等の前兆現象や被災の被害状況などの情報を入手した場合は速やかに、市役所・消防署等へ通報する。

　　陸前高田市役所　　　５４－２１１１　　子ども子育て課

　　陸前高田市消防署　１１９

　　警察署　　　　　　　 　１１０　　　　　　　矢作駐在所　　５４－２５４０

　　矢作小学校　　　　　　５４－２０２３　　緊急避難場所に此れから非難することを連絡する。

　　保育協会　本部　　　２２－９２８８

７．避難基準

① 市役所等からの情報に基づく判断

次の気象情報の発表や避難勧告等の発令があった場合に、避難等を開始する。

・ 避難開始基準 : 避難準備・高齢者等避難開始の発令

② 自主避難の判断

次のような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、関係機関に連絡する。

【土砂災害の前兆現象】

・ 土手等の表面に水が勢いよく流れ出す。

・ 土手等の斜面から水が噴き出し、割れ目が見える。

・ 土手等から小石が流れ出す。

・ 土手等からの水が濁りだす。

・ 土手等の樹木が傾く。

・ 樹木の倒れる音がする。

・ 土手等の斜面がふくらみだす。

・ 地鳴りがする。

・　土の腐ったにおい、きな臭いにおい等異常な臭いがする。

８．避難方法

　避難場所は矢作小学校　（下矢作地区市指定避難場所）

① 陸前高田市指定緊急避難場所へ避難の場合

指定緊急避難場所までの移動は、施設職員の車によるものとする。

下矢作保育園　→　元屋敷地区　→　JR踏切・国道343号横断　→　矢作小学校

距離　650ｍ　　車輌所要時間　10分

施設からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

② 施設内避難の場合

施設内の避難準備集合場所は、遊戯室とする。

施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

9．防災教育及び訓練の実施に関する事項

①　防災教育

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。

研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

その主な内容は以下のとおり。

・　土砂災害の前兆現象について

・　情報収集及び伝達体制

・　避難判断・誘導

・　本避難確保計画の周知

②　訓練

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。

また、全職員を対象に、机上訓練を含め土砂災害に対する避難確保計画の内容を把握するため行う。

・　訓練内容

・　情報収集及び伝達

・　避難判断

・　避難訓練（園児の年令に応じた避難手法、避難方法など）

③　訓練の実施時期

訓練は、出水期前に行うとともに、下記も含め年間概ね２回行う。

・　新規採用職員の研修及び訓練を実施する。新規採用職員の訓練は全職員を対象と　した訓練と同時に実施することを基本とし、年度途中で新規採用者がある場合は、別途研修を計画し、机上訓練等を実施する。

・　全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導訓練を出水期前（6月まで）に実施する。

１０．補則

　　　この避難確保計画の他、当法人の防災計画及び防災訓練マニュアルも併用する。